

委員長 まず傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

開 会

委員長 ただいまから平成16年12月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員をお願いいたします。

議事日程の報告

委員長 日程に従い、議事を進めてまいります。

本日提案されている議題は、報告議案1件、議案2件、報告等1件でございます。

報告第4号

委員長 初めに、報告第4号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

ご説明ください。

学務課長 「臨時代理による処分の報告について」でございます。

平成16年度末及び平成17年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針並びに実施方策の制定について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により臨時代理による処分をしたので、同条第3項の規定により報告する。

これは、教職員の人事異動方針というものにつきましては、教育委員会会議で決定しているものでございますが、やむを得ない事情がありましたので、教育長の事務委任規則第3条第1項の規定により臨時代理による処分をしたと。また、それをした場合には、第3項で報告することとなっておりますので、報告させていただきます。

臨時代理をした理由でございますが、千葉県教育委員会と共同で実施する市立小・中学校教員の人事異動について、千葉県教育委員会の方針並びに実施方策に準じて本市教育委員会の方針並びに実施方策を制定するに当たり、教育委員会会議を開催する暇がなかったためでございます。

具体的には、本日、市内の小・中学校、2学期の終業式を迎えております。この終業式後の各学校の職員会議の中で、松戸市内あるいはこの東葛管内すべて共通でございますが、一斉に各校長先生が職員に対して、今年度末、来年度の人事異動方針、これは千葉県の方針並びに松戸市の方針を職員に説明して、事務的な手続等についても進めております。本日がそういう時期でございましたので、その前に臨時の校長会議を開かなければならないことがあり、12月16日に臨時校長会議を開かせていただきました。そういった日程の中で、教育委員会会議が本日になりましたので、教育長による臨時代理をさせていただきました。

その内容の報告でございますが、まず、平成16年度末及び平成17年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針。

松戸市立義務教育学校の教育振興を図り、市民からの信頼がより高められる学校運営が行われるよう県費負担教職員の人事を推進する。

県費負担教職員の任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針、実施細目に基づいて推進する。

これは、基本的には千葉県の方針にのっとり松戸市が進めていくということになるんですが、その中で、さらに松戸市としての課題、あるいは願うところを、具体的に松戸市の方針として、この後1から7の(6)まで考えております。これについて説明させていただきます。

1番につきましては、千葉県公立学校職員人事異動方針・実施細目を徹底させ、積極的な人事異動を推進する。これが大原則になると考えます。

千葉県教育委員会との連携を図りながら、松戸市における教育課題を解決する人事を進めていく。これは千葉県といっても、各市町村によって課題は違うかなと、そういうふうに考えております。

3番ですが、学校組織の充実刷新を図り、学校課題を解決するために優れた人材の確保に努めていく。これは、優れた人材の確保というのは、今新規採用教員が入ってまいりましたし、それから定数強化というんでしょうか、子供の急激な減少で教員が余っていた時代が約10年ほど続きましたが、今は市外あるいは管外から松戸市に教員がとれる状況になりましたの

で、そういうところから優秀な人材を確保していきたいなと考えております。

教育効果を高め、時代の要請に応え、活力ある学校運営が行われるよう適材適所の人事を推進する。

5番ですが、校長の経営方針に基づいて特色ある教育活動が展開できるよう、校長の意見具申を重視する。これは、東葛飾教育事務所でも校長の意見具申を重視するという具体的な方策が出ております。これはまた後で説明させていただきます。

6番の管理職関係ですが、時代の要請を先取りした経営の必要性を認識し、教育的リーダーシップを発揮できる者を登用する。これは、席の方に千葉県の方針の写しを置かせていただきましたが、千葉県におきましては、管理職につきましては、非常に学校運営の複雑化、多様化に対応して正常かつ円滑な学校運営をできるように配置していくというような方針を出しているんですが、それは当然だと思いますが、松戸市としてはそれだけではないだろうと。県の方は、やや受け身的な表現にとれるんですが、松戸市としては、やはり積極的に時代を先取りした経営をしていける管理職の登用ということを考えております。

それから、6の(2)でございますが、管理と教育指導に優れた適格者を登用する。当然だと思いますし、さらに課題解決型の学校というんでしょうか、そういったことを目指すと、学校課題を積極的に改善する適任者、管理者の配置に努めていきたいと。

一般教職員ですが、教職員高齢化に伴う長短をふまえ、学校組織が活性する人事を推進する。教諭の平均年齢が50近くになっている中で、やはり人事を停滞させると、かなりそういったことが起こると思いますが、高齢化しているということは、ある面では非常にベテランの先生が多い。そういう中で人事による活性ということが大事になるかなと思っております。

(2)でございますが、職員構成の適正化を図るとともに、新規採用教員及び中堅教員の積極的採用に努める。これも先ほどとちょっと関連するんですが、やはり高齢化している中で、若い、あるいは中堅の先生が、松戸市は年齢構成を見ますと教員が少ないというような現実がありますので、これはやはり積極的にとっていくようにしていきたいと考えております。

人事異動が組織を活性させることをふまえ、同一校永年勤務を強力に解消していく。これは特にこの管内、松戸市の課題、1つの学校に永年勤務する教員が多いのかなと思います。これをやはり強力に解消していく必要があるかなと思います。

(4)学校の配当定数、資格所有者の適正配置を進める。これは具体的には、配当定数というのは毎年変わっていきますので、子供の数に応じて適正に配置していかなければなりませんし、資格所有者は、中学校で言えば教科免許の所有者、あるいは小・中学校では司書教諭

の資格所有者、そういったことの配置に当たる。

(5)、(6)でございますが、これは昨年度になかったことでございます。(4)までは昨年度と同じ方針、若干意味づけが変わっているかなと思いますが、(5)は全く新しくしております。追加でございます。

小中学校の連携を推進するため、小学校、中学校の人事交流を進める。今まで若干進めてはいるんですが、小学校から中学になると不登校が出やすいというようなことが出てくる。そうすると、やはり小学校の先生方の丁寧な指導が中学校の先生方に理解されなければならない。あるいは小学校の今の5年生、6年生あたりの生徒指導上の問題を見ると、中学校の生徒指導の見方を小学校の先生方がやはり理解しなければならない。これは言葉だけでなく、そういったことも含めまして小・中学校の、もちろん免許所有者でございますが、そういう人事交流を積極的に進めていくことが大事ではないか。これは、今の松戸の抱えている課題からということです。

また(6)ですが、特別支援教育充実のための人事を推進する。これから特別支援教育の方向がもう少し具体的になってくると思いますが、県の発達障害を持った普通学級のお子さんへの指導、あるいは障害を持ったお子さんが特殊学級で学んだり普通学級で学んだり、そういう方向になってくるかなと思うんですが、これにつきましては、専門的知識を持つ教員がその学校にいるということが大変大事になってくるかなと。ですから、そういったところで専門的にお仕事をされている養護学校に勤務している先生との人事交流を進める。そういう養護学校から来ていただいた先生が、松戸市内の学校の先生方にいろいろな知識のアドバイスしたりということもあるでしょうし、松戸市からそういう養護学校に異動して、また戻ってきていただいて、そういう知識を広めていく、指導方法も広めていく。あるいは、松戸市には特殊学級がございます。そこには知的障害、言語障害、難聴あるいは情緒障害、そういったことで非常に力量のある先生がおりますので、そういう先生が常にそれだけではなくて、普通学級に行って普通学級を指導しながら、今までの経験を生かしてほかの先生方にアドバイスする。あるいは普通学級からそういう学級の指導に直接かかわってもらって指導力を高めていく、そういったことが大事かなと。

この2点、(5)、(6)がことしの新しい具体的な方針でございます。

続きまして、実施方策でございますが、今の方針を具体的にしたものがございます。

例えば2番の(2)ですが、永年勤務者を強力的に配置換えするというところで、具体的な方針としては、同一校7年以上、これは県の方針を受けているところで松戸市も具体的にしてお

ります。

あるいは(3)でございますが、新規採用者についての異動の考え方を具体的にしてあります。3年間同一校で勤務することを原則とする。新規採用になったときは、3年間は動かしません。そこでしっかり勉強していただきたいということです。ただし、1校5年以上勤務する者については強力に配置換えを行う。そこで長く7年、8年ということではなくて、5年たったら2つ目の学校に行って、今度新たな世界で勉強をしていただくというか、指導力豊かな先生になっていただきたい、そういうふうなことを考えての具体的な方策でございます。

それから、(4)につきましては、管理職の配置換えについて、原則1年以内の配置換えというものは望ましくないだろうと。これから学校の特色等を出していく中においては必要かなと思いますので、それを具体的にしてあります。

(5)が先ほどの適正配置ということで資格所有のことで、具体的に免許外、中学校の教科のこと。それから、(6)の司書教諭資格者のことについて書いております。

また、(7)につきましては、配慮しなければならない関係の職員のことを具体的にしております。

3番の活力ある学校運営のための異動方策ということで、これの(2)を説明させていただきます。

校長の経営方針に基づき、特色と活力ある学校運営が行われるよう校長の意見具申を重視した適材適所の人事異動に努める。これは具体的に、県の方の写しをお配りしましたが、一番最後に、東葛飾教育事務所人事異動推進方策の3番の推進上の留意点ということで、(3)特色ある学校づくりの推進等、学校の自主性、自立性を高めるために、校長による希望制を設けるという方針が出てきております。これを受けまして、学校長の意見具申を重視した適材適所の人事に努めていく。これはどういうことかといいますと、7年以上たった先生の中から、校長先生が、来年は方針としてこういうことをしていきたい、ですからこの先生にぜひ来ていただきたいという希望を申し出ることができる。今までそういう希望をとるということ具体的にはやっておりませんでしたので、それをとっていく。ただ、希望したら必ずということではありませんので、あくまでも松戸市の教育委員会が全体を見ながら、県の方に異動をお願いしていくような形になります。

以上でございます。こういったことで代理による処分を説明させていただきました。

委員長 ご苦労さまでした。

今説明がありましたように、小・中学校の職員人事異動の実施に当たってのいろいろな方策、取り決めなど説明をいただきました。

最初、前年度と違う点、追加の部分があったという話と、全体的に見て校長さんの意見具申が重視される体制でいきたいという話ですね。

例えば内申を行った場合に、県の教育委員会からそのままこちらの要望どおりの人事が決定されるのが通例でしょうか。

学務課長 通例で、ほぼ市町村教育委員会の内申を認めていただけているかなと思います。ただ、こちらとしても難しいかなというものにつきましては、ただ事務的に書類を上げるのではなくて、事前に教育事務所を通して調整はさせていただいていますが、ほぼ通っている状態だと思います。

教育長 そのかわり人事の時期になりますと、学務課担当課も毎晩10時、11時と。隣が教育事務所なものですから、調整は大変な作業です。

委員長 何かご意見。

根守委員 中学校だろうと思いますけれども、免許外の教員は多いですか。

学務課長 細かい数字は持っていないんですが、六、七年前から見まして4分の1ぐらいに減少しているかなと思います。多いときには、なかなかうまくいかなかったところがあるんですが、100名を超えていたかなと思いますが、私の今の記憶では20何名になっていると思います。

根守委員 小・中との交流ね、これも大事ですし、それから免許外で指導するということになると、教師が自信を持って指導できなくなるんじゃないかなと思います。校内ないしは市内の教科の先生方の集まりで教材研究とか、より指導力を高めるといような研修はなさっているだろうと思いますが、でき得れば免許を持った先生を望みます。

委員長 何かございませんか。

瀧田委員 ちょっと質問させていただきます。

平成16年度末及び平成17年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針というところがありますね。その2のところに、これは「松戸市における教育課題を解決する人事を推進する」というふうに書いてある。全体的な方向なんでございましょうか、今まず第1に、松戸市の教育課題というのはどういうふうなものと認識していますか。

学務課長 管理職につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、県の方針では、学校運営の複雑化、多様化に対応して、正常かつ円滑な学校運営ができるというような方針ですが、

このところで6の(1)あるいは(2)で出させていただきましたように、学校がやはり時代を先取りして課題を解決していくような積極的学校経営、そこをお願いしていかなくやならない。ややもすると、やはり教育そのものというのは保守的な活動でございますので、そういうようなことにどこでもなりやすいかなと思います。これは松戸だけじゃなくて、全国的にそういうような傾向があると思いますので、そういったことを松戸市の課題として見ております。

それから、一般教職員にしましたら、やはりその(1)に書いてありますけれども、高齢化だと、そういうふうに考えております。ですから新採、あるいはほかのまちから中堅教諭を積極的に採用する。

もう少し具体的には、(5)、(6)で新たに入れさせていただいたことは、今また見えてきた松戸の課題であろうと。小・中学校の連携を人事の面でもスムーズにして、特に子供の生徒指導上の面で、小学校、中学校がうまくいくといいでしょうか、不登校も含めまして、あるいは問題行動の小学校の低年齢化というようなことにも対応していかなければならないし、こういったことが課題かなと思っております。それからまた、特別支援教育というようなことが、時代も変わってきましたし、松戸市も同じような課題がありますので、そういうことにたけた先生を、人事交流で2年、3年かけてでも養成していかなければならない。そういうふうに考えております。

瀧田委員 学校課題ということを積極的に取り上げていくということなんです、教職員の人事という中にこれが入るかどうかわからないんですけども、松戸市の中に教員スタッフという形がありますよね。そういうものに対しての活用というものも含まれた人事のことなんでしょうか。

学務課長 ここでは具体的な人事のスタッフ派遣というのは対象にはなりません。

なりません、スタッフ派遣をする根本のねらいは、学校の校長先生がどういう方針で学校をどうしていきたいということがまず前提にあると思います。例えば数学を少人数でこういうふうにしてやっていきたいということがありましたら、その一番の根幹は、やはり県費負担教職員の数学の教員の問題をまず条件整備しなきゃなりませんので、そうしたことは連動して出てきていると思います。この県費負担教職員人事で校長さんの方針に沿って土台を固めて、スタッフ派遣がそれに入ってきて効果が出てくだろうと、そういうふうに考えております。それが校長先生の方針、学校の特色ということにつながるかと思います。教科だけじゃなくて、いろいろな活動のできる先生も入ってきます。

瀧田委員 学校課題をそういうふうに積極的に取り入れようとする、どうしてもそういう人間的な広がりというのが必要になってくるでしょうし、その辺がちょっと気になったものですから、どんどんスタッフを養成していただくとか派遣していただくとかいう形で、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

教育長 県教委が校長の意見具申権というのを非常に重く見るように年々なっておりまして、極力校長の希望に沿った人事ができるよう具申権を大切にせよということで市教委にも来ております。それはとりもなおさず、これからは上意下達の中央集権的な教育ではなくて、学校長が、学校、地域、保護者の実態を正確に把握し、その教育課題や教育ニーズをとらまえて特色ある学校づくりをしていきなさいということに外ならない。自主的、自律的な学校運営というふうな言葉で言われております。そういう方向になってきておるわけですがけれども、いかんせん松戸市は非常に大きい都市でして、しかも人口が急増し、急速に停滞し、さらに急激に児童・生徒の人口がふえ、急激に減ってきたところですから、なかなか思うような方向に向いてこなかった。言い換えれば良い意味でのコントロールが難しかったということです。

学務課長の話にもありましたように、50近い平均年齢。高齢が悪いということじゃございませんが、やはり20代、30代、40代、50代、各世代にバランスよく人材がいるということが、これは学校にかかわらずですが、組織のありようとしては理想であり、学校は、特に小さい子供や多感な思春期の子供たちのいるところでありますから、各世代間のバランスがとれた方がよろしいわけです。

平成2年、3年あたりから児童・生徒の人口が急減して参りまして、ピーク時には毎年100人以上の教員を外に出さなきゃいけないという、定員過剰の時代を長く経験しました。ですから、新採をとるなんて夢のまた夢という状況がありまして、バランスよい、なだらか曲線ではなくて、逆ピラミッド形の人事構造になってしまったんですけれども、やっとそれも落ちついてまいりましたので、新採も一昨年からはぼつぼつとれるようになってきました。

しかし今度は、30～40才代の中間層が薄くなっていく。そういうアンバランスも起こりうるので、他市町村との人事交流によってこの中間層の人材を入れて人材確保をしていこうと、そういうことがこれから松戸市の教育人事行政に求められる一番の課題かなというふうに思います。

委員長 關先生、何かありますか。

關委員 確認とそれから質問を1つさせていただきます。

前回11月のこの会議でも出た問題と同じです。つまり教育長に代理をしたということの中身については、きょうも何かということがはっきりしなかったので、それを確認させてください。第2条第7項を代理したということでもいいですね。

学務課長 はい、人事異動方針でございます。

關委員 そうですね。そうすると、11月のケースと一緒にですね。

学務課長 はい。

關委員 3条で説明していただきましたが、3条で代理権を与えるのは2条の7項であると、その確認です。

それから、きょうお配りしていただいた人事異動方針の中で、言葉が2つ違う形で出てきています。先ほど瀧田委員からも質問がありました第2の「教育課題」という言葉が、6の管理職関係の(2)になると「学校課題」になっていますね。教育課題と学校課題を分けて使っている。その区別はあるわけですか。

学務課長 松戸市における教育課題といいましたら、今教育長からお話がありましたけれども、かなり広く管内のこと、人事行政も教育内容についても全部入ってくる。それで、管理職関係のところでは学校課題と、要するに1校の課題。ですから、第一中学校の課題と第二中学校の課題というのは違うだろうと。これは、それぞれの学校の課題に管理職が対応していただきたいと、そういう願いでございます。そういった面で広い狭いという、松戸市全体を見たときに、教育課題という言葉を使わせていただいています。

關委員 わかりました。

その下の7の一般教職員の(3)に、ここでは「人事異動が組織を活性させることをふまえ、同一校永年勤務」という言葉を使っていますね。この「永年」を受けて、次の実施方策のところでは、7年、3年、5年という数字が具体的に出ている。この「永年」というのは、ある程度その辺を意識した表現ですか。

学務課長 はい。

委員長 我々、余りこういう人事異動方針に平素から接しないものですから、こういう際にしっかりと勉強しておかなくちゃいけないと思いますが、最後に、学校教育部長、何かこの異動方針についてお話ありませんか。

学校教育担当部長 ことは、先ほど課長の方から説明あった7の一般教職員の(5)、それから(6)、この辺は今後何年か続けて解決していかなければいけないと思います。

委員長 では、以上でこの報告を終わらせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

議案第57号

委員長 それでは、続きまして議案に移ります。

議案第57号「古ヶ崎南小学校児童の移籍に関する請願書について」を議題といたします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案第57号「古ヶ崎南小学校児童の移籍に関する請願書について」、古ヶ崎南小学校児童の移籍に関する請願書を次のとおり提出する。

平成16年12月22日提出。松戸市教育委員会、教育長。

提案理由は、以下のとおりでございます。

提案内容でございます。

古ヶ崎南小学校保護者の集い委員長から請願が出されてございます。文面を読み上げますと長くなりますので、かいつまんで説明させていただきたいと思います。

今回、議会等々、また教育委員会会議でもいろいろございましたけれども、小学校の統廃合の条例が議決されまして、現在、教育委員会としても鋭意努力をしているところでございますが、その中での古ヶ崎南小学校でございます。この地域につきましては、歴史的、地理的な観点からいろいろと考えられたような請願書の提出でございます。

この統廃合に伴いまして、建前だけ押し通し、杓子定規に統廃合を進めれば円滑に進むとは思えません。私たちは、子供たちの移籍を成功させなければなりません。このような状況の中で、各学校、PTAは、私たちによく対応していただいております。

しかしながら、教育委員会は、準備事務局のある古ヶ崎小での話し合いに積極的に参加し、他校での話し合いには積極的に参加しておりません。子供たちの移籍を円滑に進めるためには、他校での話し合いにも何らかの形で積極的に参加していただきたく請願する次第であります。

当議案は、そのような内容でございますので、何とぞご審議のほどよろしく申し上げます。

委員長 こういう請願が出ておりますが、現実的にそれでは、ここに書いてありますように、古ヶ崎小、中部小、北部小などに移籍する問題について、教育委員会がどういうふうに対応しているのか。この請願者の言われるように、古ヶ崎小だけに重点的に説明をしているのか、

それともほかの学校にもきちんとやっているかどうか、その辺を事務局でもう一度説明を追加してください。

企画管理室長 古ケ崎小につきましては準備事務局が設置されておりますので、ここで請願者が言っております他の学校ということは、北部小、中部小というふうを考えておりますので、かいつまんで報告させていただきたいと思います。

北部小学校の関係でございますけれども、2学期に入りまして10月21日に、約85名程度の保護者の参加により説明会をさせていただいております。これは南小の子供たちの動きについてですとか、受け入れに関する保護者の理解について議題にさせていただき、また、学校見学会等々のご説明もさせていただいております。

それから11月2日、古ケ崎南小学校の保護者に対する説明会をさせていただいております。また、11月の初旬には北部小学校の交通安全指導担当職員と私どもとが通学路の確認をさせていただいております。また、11月20日になりますけれども、歌の広場と称しまして、校内施設の見学を古ケ崎南小のお子さん方にさせていただいております。

11月14日、日曜参観の終了後にも、北部小のPTAの方々、それから古ケ崎小の保護者の方々の集いをさせていただいております。

12月6日には、通学路の原案を持ちまして古ケ崎南小の方へ教務主任の方がお邪魔させていただきまして、説明をさせていただいております。

そして、3学期になります。これは計画でございますけれども、古ケ崎南小の1年生の来校を予定しました、生活科の授業の交流会も予定しております。それから、1月下旬にはサッカー、ミニバスもやはり同じような形でスポーツの交流も計画しております。

そして、2月に入りますと北部小学校への入学の説明会、2月中旬ぐらいには、クラブ活動の見学会も予定しているところでございます。

以上が北部小の内容でございます。

次に、中部小学校でございますけれども、10月の下旬にやはり保護者の方々に集まっております。また、北部小と同じような形で説明会を開かせていただいております。それから12月15日に、古ケ崎南小学校の保護者へ、校長に対して説明をしていただきたい旨の依頼もしております。そして、17日には学校見学会もやらせていただいております。

それから3月、まだ未定でございますけれども、やはり同じような形でクラブの発表会ですとか入学の説明会等々についても、北部小と同じような形で中部小も対応してまいります。

今後とも、これだけではなくて、このほかにもそれぞれの担当の先生からいろいろな形で

私どもの方に電話をいただきます。また、私どもの方からも、保護者の方からの問い合わせに対しまして、いろいろな形でお互いに電話をやり合っ、スムーズに行くような形で今までも努力しておりますし、今後とも努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

生涯学習本部参事監 補足させていただきます。

若干、請願者の方の言葉が、何と表現していいかわかりませんが、誤解の部分もあるのかなと思っています。

準備事務局を立ち上げるというか、古ヶ崎小と古ヶ崎南小の間に事務局があるということですが、統合に伴う作業と移籍に伴う受け入れの準備で、性格が違うというふうにご理解いただいた方が私はいいんだろうと思っています。例えば結婚するわけですので、戸籍の問題ですとか、いろいろな帳簿の問題ですとか、そういうことを基本に一方で始めている。それから受け入れの方は、子供たちが実際に動いていって、次の教育活動に困らないようにという形になりますので、例えば通学路の問題ですとか、私どもからすると備品を関係学校に持っていったり、そういうことも含めて、それは該当するか、例えば中部小ですと数人しか今は行かない予定ですから、そういう大きな移動をする必要はないだろうというふうに思っています。

そういうわけで、最終的には、周辺の学校につきましては、子供たちを受け入れることが中心になりますので、私どもが行って、もちろん校長先生にもお願いいたしましたし、直接保護者会等の場をおかりして、今室長から申し上げたような依頼を、いわば温かく迎えてほしいということをお願いしているところでございます。

したがいまして、いわゆる受け入れ校につきましては、PTAとかいろんな機会をとらえて、またいろんな組織を使って、その学校の教育活動に一日も早く適応できるようなという観点でやられています。ですので、通学路についてもPTAの方が中心になって調査をされたり、今申し上げた幾つかの交流も、学校自身が今後の教育活動をしていくために、その学校、学校の準備というか、当然、統廃合に関係なくとも、1年生が来る場合はそのための受け入れの準備、4月はこうしますとかということをやりますから、そういう一環の中でやる。その方が、より子供たちに、また相手校の保護者も含めて理解が進むと。

そういう意味では、これを機会に地域の連携、保護者との連携というのが、むしろモデルケース的に非常に進んでいる部分だというふうな認識でいるところでございます。

委員長 ありがとうございます。

今事務局のご説明のように、統廃合の方策についていろいろ説明がありました。請願者が心配しているような事実は、一応払拭されているんじゃないかという説明です。

準備事務局というのは、例えばなくなる学校の歴史も受け継いで、事務的な手続も含めて事務局がやるという作業が1つあるわけですね。

生涯学習本部参事監 それが一番大きな作業の1つです。

委員長 そうですね。実際には、子供たちが新しい学校に移る、または入学するという場合に、それぞれの学校できちんと通学路の安全も含めて対応していただく。事前にいろいろな説明をしているという状況には、全く変わりはないようですね。そういうふうに解釈してよろしいですね。

それでは、委員さんからご意見をいただきましょう。

いかがでしょうか、この問題について。

では、關先生から。

關委員 私もこの請願書を拝見して、具体的に何が請願の内容かということを理解するように努力したつもりです。しかし、内容はかなり抽象的におっしゃっておられる。何らかの形で他校とも積極的に話し合う場に教育委員会は参加してほしいと、これが趣旨ですよ。文章は2つに分かれていて、主語は2番目の請願の方にはないんですが、恐らく主語は、教育委員会はそういう形で参加してほしいというのが請願の趣旨と私は理解しました。

気持ちはわかります。今説明していただいたことからすると、北部小あるいは中部小等に対しても、ある一定のそういう説明をする、あるいは積極的に話し合いの場を持つということとはもう見られるわけですね。

したがって、何らかの形というその中身が、どんなことが行えるかということ、例えば道路標識の設置等については、これは古ヶ崎小との話は進んでいるんですね。そうするとこういう具体的な中身について希望があるとすれば、当然そういう点での議論あるいは話し合いはこれからもされていくんだと思いますね。

されていくというのであれば、今までどおりということで片づくのかなという気がいたしました。

根守委員 学校現場では、いろいろ受け入れということ而努力を重ねているというようなことなど今細かく説明をしていただきました。本当に、ここにある道路標識の設置というようなことになると、学校独自ではできない、教育委員会独自でもできない。県に働きかけとか、さまざまなことがあるわけです。今後進めていこうと思いますけれども、本当に請

願なのか、要望なのか、これから自分たちもやっていきたいという気持ちなのかというようなことを考えたときに、この請願書というのはこれでいいのか？という気持ちでいっぱいです。

委員長 請願の方法にはいろいろあるんでしょうけれども、この中で請願者も「一度決められたことを覆していただくとは思っておりません」とおっしゃっています。そういう意味では、この決まったことに対して、もう少し杓子定規でなく、温かい統合ができないかなというのが真意でないかというふうに思います。

そういう意味では、私どもとしてはこの請願書、一応要望というふうな解釈をもってこれを扱いたいと思いますが、いかがでしょうか。

瀧田委員 私、この請願書の意向は大変よくわかるんですけども、やはり実際には、それぞれの学校との話し合いというのを持っている。だけれども、準備事務局は統廃合の学校同士の問題で、それだけでは解決できないと思うんです。

やはり北部小学校なんかは大勢、95名ですか、移籍するということで、実際には古ヶ崎小よりも、ある意味大変なことを背負っていらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺は準備事務局ということではなくて、またその学校に対してのきめの細かい話し合いというのを、もちろん教育委員会も持っていくご予定だと思いますので、その辺をお願いした上で、私もこれはある意味、意見書とか要望書とか、そういうものであって、「積極的に参加しておりません」とかそういうのは、事実とちょっと違うかなというふうな場面も見受けられますので、該当校には手厚いケアを今後もしていただくということ、そういう意味では理解しているつもりです。

委員長 わかりました。皆さん、そういうご意見のようです。

実は、この次の請願も大体同様の趣旨を持ってありますが、ひとまずこの57号について結論を出しておきたいと思います。

この会議、今までいろいろ審議を重ねましたが、皆さんのご意見からしますと、請願という形で出てきましたが、一応これは要望なり意見書なりという性質のものであろうと。私どもは、この統合に向けて、まだよりよい方策を重ねながら、厳重に注意をして見守りたいという意見でよろしゅうございますか。

それでは、採決をさせていただきますが、この請願については不採択というふうに決定をいたしたいと思いますが、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議がないものと認め、議案第57号は不採択と決定いたしました。

議案第58号

委員長 次に、議案第58号「古ヶ崎南小学校統廃合後における平成18年度以降の新入生及び通学路の安全確保に関する請願書について」を議題といたします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案第58号「古ヶ崎南小学校統廃合後における平成18年度以降の新入生及び通学路の安全確保に関する請願書について」、古ヶ崎南小学校統廃合後における平成18年度以降の新入生及び通学路の安全確保に関する請願書を次により提出する。

平成16年12月22日提出。松戸市教育委員会、教育長。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

この請願の趣旨、大きく2つに分かれるというふうに思っております。かいつまんで申し上げたいと思います。

1つは、17年度につきましては、統廃合該当校につきましては、申し立て制という形で進められております。これを17年度だけではなくて、この請願者は18年度以降も申し立てというような形で進めてほしいというのが第1点の請願。

次に、「又」以降になりますけれども、これについては通学路の安全ということをおっしゃっております。そのような中で、最後から3行目になりますけれども、「教育委員会として責任を持って、子供たちの通学路の安全を確保していただきたく、また他の場所においても関係各方面への要望で終わらせないよう請願する次第であります」ということで、大きくこの2点が請願書の内容というふうに理解しておるところでございます。

雑駁ですが、説明を終わらせていただきます。

委員長 ご説明のとおり、この請願書につきましては、2点の請願の内容があるように思えます。

まず最初の、新入生が一番近くの小学校に通うための制度、方法について、現在、選択制と申し立て制、また学区の中からいろいろな場面が出てくると思いますが、その辺の意向について、ちょっと説明をつけ加えてくれませんか。

学務課長 これが今の古ヶ崎南小学校、前回もこのような地図をお見せしたかなと思います。

それぞれのところに数字が入っていると思いますが、色分けしておりますが、右側にそれぞ

れ「第2回目の調査」というものを入れさせていただいております。大きく変わったというところではないんですが、1回目と比べますと、やはり流動しているところがございます。例えば下の方の中部小学校ですと、昔の中部小学校の学区というのはピンクで示してあるんですが、そこから中部小学校に行きたいという方が2名おりました、1回目の調査で。2回目の調査では6名になっております。このように少しずつ、古ヶ崎小学校の方では一部減っており、あるいは北部小学校がふえているというような状態かなと思います。

これは前回の請願でも、以前の学区に戻していただきたいということでございますが、戻しちゃって、また本来はあっちへ行きたかったんだ、こっちへ行きたかったんだという場面が出てくるかなと思いますので、1年、2年、その動きを見て決めていきたいということでやらせていただきました。それで、1年、2年見ている間につきましては、やはり個々の学校、希望したところに優先的に入れるというのが原則かと思えます。

ただ、ここのところで18年度以降もずっとということになりましたら、見直していった段階で、やはりここのところを優先的に認めるかどうかということになると思います。見直して、その地域の方々がどういう学校を選ぶんだということがほぼ確定したら、一般の選択制でやっていただくということでよろしいのかなと思います。多分、請願の意図はそういうことだとは思いますが、この表現で18年度以降もずっとというふうに理解されてしまいますと、ほかの学校との関係があってちょっと難しいかなと、そういうふうに思います。

また、この中で「一番近くの小学校に通うため」云々というようなことなんですが、やはり近くの学校ということで見えていくと思うんですが、距離だけで考えましたら、ピンクの旧中部小学区というのは、これはどこを見ても北部小学校が一番近い。そうすると、これは旧中部小学区に戻す必要はないじゃないかと。以前の請願、3つにということでしたら、近くということになるとそうなると思いますし、そういうような細かいところがありますが、やはり今の在校生の動き、それから新入生の動きを見まして、そして学区を精査していく。その後につきましては、その学区については、ほかの学校と同じように選択制で動いていただくというのがよろしいかなと、そういうふうに考えております。

委員長 17年度の状況を見て、18年度いろいろ考えるという方向でよろしいですか。

学務課長 はい。

委員長 そうなると、やはりこの請願の中身で心配しているようなことは、まだもう少し先にいろいろ答えが出てくるから、もうちょっと待ってくださいということですよ。

学務課長 はい。

委員長 何かこの辺の点についてご意見ございますか。

企画管理室長 前段の方は、今学務課長が申し上げたとおりでございますけれども、後段の方でも1点ございます。通学路の安全というような形が出ておりますので、その説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

委員長 はい、やってください。

企画管理室長 確かにこの学区、流山街道ですとか、あるいは古ヶ崎の五差路から新松戸の方へ行く道路ですとか、工業団地があったり、いろいろな問題がございます。そういったようなものも含めまして、通学路というものの安全確保をしていくことを請願しているのではなかろうかなというふうに推測しているわけですが、この地域だけではなくて、やはり松戸市の教育委員会といたしましては、先般11月の教育委員会会議でもございましたように、一部のところを見るのではなくて、松戸市全体の子供たちの通学路の安全性ということを確認していかなければいけないということで、これについては、今後鋭意努力していくところでございます。

そして、最後のところになりますけれども、教育委員会として責任を持って、関係各方面へ要望で終わらせないよう請願する次第でありますという部分がございます。ここがちょっとひっかかる部分でございます。各方面への要望で終わらせないようということになりますと、当然市の権限以外の問題がございます。

市の権限外ということにつきましては、昭和27年12月22日に出ております行政実例がございます。古いですが、これがいまだに生きております。この中で、こういうふうな形で書かれております。「議会、当該地方公共団体又は当該地方公共団体の機関において措置する余地のないことを請願内容とするものにあつては不採択とすべき」というような行政実例でございます。私どもといたしましては、当然こういった通学路の問題につきましては、PTAの方々、学校、それから地域の方々の賛同を得まして、今現在、安全課と一体となりまして関係部局へ文書をもって要請するような形で準備をしているところでございます。そういったことも斟酌していただきまして、それと同時に、今申し上げました行政実例等々も加味してご議論いただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

委員長 そういう法律的なことになりますと、非常にいろいろな問題、難しい問題が出てくるんですけども、關先生いかがですか、この辺の解釈。

關委員 今のは行政実例、何年とおっしゃいましたか。

企画管理室長 昭和27年です。

關委員 行政実例という中身、僕の専門じゃないのでよくわかりませんが、ただ権限外ということになると、行政は、法律に基づいた行政をやりますから、これはいかんともしがたいというのは事実です。ですから、松戸市の権限内であることは、これは当然やらなければいけないし、やれるわけですが、市の行政の権限外にある事項については、これは権限がないんですから、要請するしかないというのは、これは当然だと思います。それについては、恐らく行政実例はそういうことをもとにしていっているんだと思いますね。

ですから、こここのところ、各方面への要望で終わらないようにしてほしいというのは、何を言いたいかは、恐らく要望だけで、実際には子供たちの通学路の安全が確保されないという危険性に対して心配しているという気持ちのあらわれですよ。その気持ちはおっしゃるとおりです。

その点について、前回私は発言したつもりです。この前出てきた通学路の安全についてということだけではなくて、松戸市全体の子供たちの通学路の安全について見直し、検討をする必要があるというふうに言った覚えがありますので、そういう検討あるいは検証の作業は続けていってほしいと思います。

委員長 ほかにご意見ありませんか。

はい、どうぞ。

教育長 ちょっと事務局に聞きたいんですけども、この請願文が非常にわかりにくいので、どう解釈していいかなと思ってさっきから読んでいますけれども、「一番近くの小学校に通うためであると言った場合、この申し立て理由を否決しないでいただきたく」、こう書いてありますね。請願者はたしか11月に、学区の見直しを早くやりなさいというか、17年4月に間に合うようにして欲しいという請願を出していますよね。それらを考え合わせると、この願意は、素直に受けとめると、その学区見直しをやる期間は申し立て制でやってほしいということですよ。そうしたら、そういう方針で事務局は臨むと、こう言っているわけですね。

学務課長 はい。

教育長 だから問題ないわけですね。そうすると、請願の願意は十分かなえられていると、ただ、「一番近くの小学校」と書いてあるので、例えば18年に学区を見直したとします。あるいは19年かもしれませんが。その場合に、学区の学校へ通うよりも隣接学区の学校に通う方が例えば100メートル短いといった場合に、じゃあ選択制でなくて申し立て制だよという意味にもとれないこともない……。

学務課長 これは本当によくわからなかったものですから、学区を見直していくまで今の制度でやってほしいということであれば非常にわかりやすいんですが、まず教育長さんおっしゃったように、18年度以降もずっとそういう制度にしてほしいと言われても、ちょっと違いますと。

それと、今のように近いところと、ここのところは代々これからずっと優先的にやってくださいということになると、これはまた違っちゃう。それだったら近いところで、学区の見直しをそういう形ですということになりますし、これを見たときに私は、旧中部小の学区のことを言っているのかなと。

では、第2回目の調査で中部小学校を希望した方がその学区で6名、これは意外と少ないかなと。これは1年生から5年生までで6名ですから。では、今度入ってくる1年生はどうかという、旧中部小学区で中部小を希望されている方は7名、一学年で。そうすると、やはり旧学区で動くようになるのかなと。これは、本当に実際やってみなければわかりませんので、多分近い云々といったときに、こういったところが出てくる。これは、永遠にそれだけに認めますという例外的な措置をお願いしたいというのであれば、ちょっと違うかなと。一般的には、見直すまでは申し立てでやってくださいという願いではないかなとは思っていますが、それは当然やっていこうというふうには考えたいと思います。

教育長 わかりました。

委員長 その1年という期間、例えば来年度17年度が経過した後で、18年度どういうふうなスタイルになるかというのが、その1年間の様子というのが、やはり地域の交流だとか、児童が学校へ通う友達との関係だとか通学路の関係だとかで、かなりなじみができてくる。そういうことで大分違ってきますよね。学校への慣れとか、そういったような問題もありましようし、いろいろ今決められない問題というのが随分あると思うんですが、その辺の感触、どういうふうに考えていますか。やはり17年度の様子を見てからということになるんじゃないですか。

学務課長 先ほどもお話ししましたがけれども、例えば中部小学校がどういう選択動向かといったときに、在校生の方は、やはりお友達とかそういう関係があって少なくなっているのかなと思いますし、新1年生は余りそういう関係はないのかなと。ですから、7名今出ている。これはもっとまたふえる可能性もあります。その両方、在校生だけの動きじゃなくて、新1年生をきちんと見てからということになるかなと思います。それが1年で結論が出るのか、あるいはもうちょっと見なきゃならないということになるかと。だけれども、どちらにしま

しても学区審議会の方からは、一、二年でという答申をいただいておりますので、そこでは結論を出していかなければならない問題だと思います。

委員長 ありがとうございます。

2点目の通学路の安全確保については、もう先月の委員会から十分議論を重ねております。そういうことで、全市的に見て児童・生徒の通学路の安全確保というのは決まっている命題でございますので、今後とも各方面へのいろいろな働きかけを含めて、現実的に着実に準備をしていただきたいと思います。

そういうことで、この請願書に関しても、請願者が心配しておられるようなことは一応クリアできるのかなとふうに考えますので、そういう請願の内容は十分認識した上で対処していきたいと思いますが、追加発言がございましたら、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

瀧田委員 古ヶ崎1丁目3057番地とか具体的に出ていますけれども、この現場というのは、本当に教育委員会の方で確認なさっていただきましたでしょうか。

保健体育課長 今、地図をお配りします。

ちょっと見づらくて申しわけないんですけども、中心の左側のところに、いわゆる流山街道、左側に縦に走っています。それから、右側に坂川がの字になるように流れています。その上の部分を横切っている道路、「古ヶ崎2丁目」と道路に書いてありますけれども、その左側の古ヶ崎の信号から右にずっと栄町1丁目、この部分です。これをずっと右にいきますと山崎パンの工場がある、あの道です。この区間が距離的に400メートル弱です。その地図にありますように、ほぼ真ん中の地点に信号機がついていまして、もちろん両サイドにもついています。歩道を含めた幅が約16メートル、幹線道路ですので歩道等もしっかりしていまして、横断歩道等もついております。

きのう、実は私、行ってきました、担当とですね。行ったのは10時過ぎだったんですけども、中には坂川沿いのところにも、この図にはちょっと明示されていませんけれども、横断歩道が薄くなっていたりとかありましたので、その辺も担当と確認しまして、できるだけやっていきたいなというふうに思っています。

この文章にありますけれども、いわゆる6号とを結んでいる道路ということで、そういう意味でも、流山街道も通りが激しいですけれども、それなりに車ももちろん走っているんですけども、先ほどからありますように、子供たちの通学の安全に関して、今後ともいろいろと我々の立場としてもやっていきたいと思っております。一応そういうことで、今の区間

はその区間になります。

瀧田委員 この松栄橋というんですか、坂川のところにかかっている。そのところは結構危ないんですね。ここは信号よりちょっと入ったところで、車がどンドン川沿いの道に入っていったり出たりしています。そこは危険な道だと常々思っています。

保健体育課長 私もきのう行ったとき、先ほど言いましたように10時過ぎだったものですから、その時点ではそれほど車の通りなかったんですけども。

瀧田委員 そうですか。結構、抜け道みたいにして川の両方の道を右も左も通るんですよ。それで信号がないし、結構カーブしているので、あその部分はかなり危ないので、そういう危ない部分があるところは地元の方にもよく聞いて、なるべく早急に……。これは県道ですよ。県の方になるべく早く何かの措置を、横断歩道でもいいし、歩道橋が本当はいいんだけども、そうもいかないから、とにかくできるだけのはね。私、ここは危ないなと思っている場所です。すみません。そういうことも踏まえて動いていただくということですね。

委員長 いろいろ具体的な説明がありまして、それを理解した上で、この議案について結論を出していきたいと思いますが、そのほかご意見ございませんか。いかがでしょう。

(発言の声なし)

委員長 それでは、討論は終結いたしまして、58号を採決させていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第58号について、これを不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第58号を不採択と決定をいたしました。

(「ちょっと委員長」の声あり)

委員長 はい、どうぞ。

教育長 事務局にちょっとお願いがあるんですけども、今両請願が不採択になりました。理由については十分おわかりだと思うんですけども、採択か不採択か継続かと3つしかないの、これは結果ですから仕方がないんですけども、厳しいように聞こえるといけないので、願意について、一部わかりにくいところもありますけれども、請願の趣旨については十分わかりますし、そういう方向で教育委員会の事務局も今努力している真っ最中であるということをお願いの方によく理解をしていただきたいし、移籍の準備等について、具体的に何をどこまで、いつまでにやれば請願者の納得がいくのかをよく話し合ってもらいたいと思います。

請願を委員会にかける前に、これはおかしいんじゃない、これはこうじゃないですかとい

うと、その請願を妨げるような意味にとられても何ですから、事前にはなかなかそういうことができなかつたろうというふうに推測いたしますので、終わった後はきちっとお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 では、その点について事務局はよろしくお願いをいたします。

報告等

委員長 それでは、次の報告に移ります。

「平成17年松戸市成人式について」をお願いいたします。

社会教育課長 平成17年松戸市成人式の実施概要について報告をさせていただきます。

趣旨といたしまして、「おとなになったことを自覚し自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます」日として、その意義を広く市民の間に普及、徹底を図るために記念行事を開催するものでございます。

期日は、平成17年1月10日、月曜日、成人の日です。

場所は、森のホール21（松戸市文化会館）大ホール及びレセプションホールで行います。

対象は、昭和59年4月2日から60年4月1日の間に生まれた市民5,154人であります。既に12月3日に対象者あて通知を発送しております。

内容といたしましては、大ホールでは3部構成、まずプレセレモニーということで、アトラクショナルなイベントを行います。それから、第2部といたしまして式典に入ります。それから、第3部フィナーレ。また、レセプションホールにおきましては、交流会ということで、式典終了後1時半まで予定しております。

来賓といたしましては、国・県・市議会議員等、それから社会教育委員等を予定しています。これにつきましても、既に案内状を送付させていただきました。

それから、記載の景品を用意しています。

当日、八柱駅南口からシャトルバスを走らせる予定をしております。

主催につきましては、松戸市、松戸市教育委員会、松戸市選挙管理委員会でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

委員長 この成人式、最近数年間、非常に評判がいいというお話を聞いております。今回も同じスタイルでやるわけですね。

社会教育課長 はい、新成人のボランティアの皆さんの企画と運営でやってまいります。

教育長 今の方式が新成人の世代にマッチしているんだろうと思います。それは、ミスマッチが始まる年代に突き当たったら、この方式は変えなけりゃならないと思いますが、それまではこの方式を続けていくと、こういうことになるのかと思います。

去年は、たしか会場にほとんど入った。あれは初めてでした。それまで、荒れた成人式がおさまってきて、みんな静かに参加するようになったんですけども、どうしても式典会場には入らない。3分の2はがらがら、ひどいときは150人ぐらいしか中にいないという状態もあったんですけども、だんだん埋まってきて、去年はいつとき、満席になったということがありました。いい傾向が続いているのかなというふうに思います。

いずれにしても不易と流行でやってまいります。これがミスマッチを起こさない限りは不易でいきたいというふうに思います。

委員長 ぜひ皆さんもご参加をいただきたいと思います。

成人式について、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

その他

委員長 それでは、その他に移りますが、日程ですか、よろしくどうぞ。

企画管理室長 来年の1月定例会でございますけれども、第2木曜日の1月13日午後2時から、こちら5階の会議室でいかがでしょうか。

委員長 それでは、確認いたします。

17年1月定例会、第2木曜、1月13日午後2時からこの場所ということですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、そのようにさせていただきます。

そのほかは特にございませんか。

(「はい」の声あり)

閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして平成16年12月定例教育委員会会議、閉会といたします。

ことはどうもありがとうございました。来年もよろしく願いをいたします。

閉会 午後 4時22分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員